

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年6月2日～2022年6月8日)

令和4年(2022年)6月10日

H E A D L I N E S	S	
<p>政治 「法と正義」(PiS)党大会の実施 三海域イニシアティブ(3SI)地方自治体会議の開催 チェシラク首相府大臣の辞任 2023年地方選挙の延期に関するモラヴィエツキ首相の発言 ラウ外相のカザフスタン訪問 フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長のポーランド訪問 ドゥダ大統領とサンドウ・モルドバ大統領との電話会談 同盟軍のための弾薬庫建設 ポーランド・チェコ政府間協議の開催 ラウ外相のウズベキスタン訪問 ラウ外相のモンゴル訪問 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談 ラウ外相とシャレンベルク澳外相との会談 ドゥダ大統領とバイデン米大統領との電話会談 ラウ外相とアブドラフマノフOSCE少数民族高等弁務官との会談</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>	
<p>治安等 ベラルーシからの不法移民にかかる状況 9月以降、自動車運転にかかる取締りが強化</p>		
<p>経済 欧州委員会、ポーランドの国家復興計画(KPO)を承認 政策金利6%に引き上げ 国営石油・ガス会社の統合見通し STHがワルシャワ・ウッチ間の高速鉄道路線を発表 気候・環境副大臣、800万トン以上の石炭を確保と表明 気候・環境大臣、ウクライナとの送電線の復旧が急務と指摘 建設中の浮体式 LNG ターミナル容量拡大を検討 バルティックパイプライン陸上部分の技術的試運転 各国科学アカデミーによるウクライナの科学と研究者への支援</p>		
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>		
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>		

法と正義」(PiS)党大会の実施【4日】

4日、ワルシャワ近郊マルキ(Marki)にて、「法と正義」(PiS)の党大会が実施され、6年半にわたるPiS政権の総括に焦点が当てられた。カチンスキPiS党首は、PiSと連立政権「統一右派」を動員する必要性を訴え、有権者と話す機会を設けるよう呼び掛け、党员による全国ツアーを行うことを発表した。また、同党首は、ウクライナ戦争を中心に欧州の現状について語り、国家予算及び同党首が「プーチンレーション」と呼ぶ現象に触れ、政府が近い将来インフレを管理下に置くことと保証するとともに、そのために燃料やガス、石油の付加価値税(VAT)の削減など政府が数多くの措置を講じたことを指摘した。

三海域イニシアティブ(3SI)地方自治体会議の開催【6日】

6日、ルブリンにて、三海域イニシアティブ(3SI)地方自治体会議が開催された。会議の主要な議題となったのは、エネルギー安全保障、ウクライナ戦争を背景とした農産物市場の状況、ウクライナの地域との協力であった。ドゥダ大統領は、「黒海、バルト海及びアドリア海の間地域に位置する12か国の協力フォーラムは、中・東欧地域の新しい地位を形成し、EU全体の発展の機会の増幅に多大なる貢献を果たすと深く確信している」と述べた。モラヴィエツキ首相は、「ルブリン及びポドカルパツキエ県は、ウクライナ復興のための拠点となる」として、自由で主権のあるウクライナなしに3SI構想はあり得ないと強調した。

チェシラク首相府大臣の辞任【8日】

8日、チェシラク首相府大臣(「共和党」)が辞任した。同大臣がシフィエントクシスキエ県パツァヌフ(Pacanów)の郵便局長から物価高騰について不満を漏らされたため郵便局に苦情を提出したところ、同郵便局長が解雇を通知されたことが問題視されていた。カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、「同大臣が辞表を提出することを望む。さもなければ、同大臣は更迭されるであろう」と述べていた。「共和党」は、後任としてヴウオジミエシュ・トマシェフスキ下院議員を推薦している。

2023年地方選挙の延期に関するモラヴィエツキ首相の発言【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、2023年秋に予定されている地方選挙を延期する計画があることを認めた。同首相は、「組織的、技術的、そして法制的にも、地方選挙を議会選挙と同じ時期に行うことは非常に困難である」と述べ、地方選挙を数か月、半年またはもう少し長く、しかし2024年までのうちに延期する意向だと付言した。現状では、次期地方選挙は2023年9月24日から10月8日まで、次期議会選挙は2023年10月15日から11月5日までのうちに行われることになっている。同首相は、議会選挙は憲法で定められた期限の範囲内で実施されるであろうと述べた。

ラウ外相のカザフスタン訪問【1日～2日】

1日から2日にかけて、ラウ外相は、カザフスタンを訪問し、カトカエフ大統領、アシムバエフ上院議長及びコシャノフ下院議長並びにラクメウリン外相代行と会談を行ったほか、ラウ外相は、アジモヴァ・人権オンブズマンや市民社会のメンバーとも会見した。ラウ外相は、6月5日に予定されている憲法の国民投票を含め、カザフスタンで現在進行中の改革プロセスをOSCEが支援することを確認した。また、同外相は、ヌルスルタンのOSCEプログラム・オフィスが警察や司法、地方自治、人権オンブズマン制度の強化の分野での更なる改革の支援にコミットすると強調した。さらに、同外相は、「トカエフ大統領の改革プログラムは、すべての段階において、人権、市民の自由、制度的義務に関する非常に重要な改善を含んでおり、OSCEのコミットメントに沿ったものである。」と述べ、その具体例として、次の日曜日に行われる国民投票に付される憲法改正案があると付言した。

フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長のポーランド訪問【2日】

2日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したフォン・デア・ライエン(VDL)欧州委員会委員長と会談を行った。ドゥダ大統領は、「自分が起草した最高裁判所の職業責任の面における機能を改善する法案が、議会レベル及びEU内部で合意に至ったことに大きな満足感を表明したい」と述べ、前日に上院が最高裁規律部の廃止などを規定する最高裁判所法改正案を全会一致で採択し、欧州委がポーランドの国家復興計画(KPO)に対して肯定的な見解を示したことを想起した。また、同大統領は、「これらはすべて、ポーランドが将来的に、ポーランドがより現代的になり、EUもより現代的になる機会を創造し、現代的な経済へと繋がる資金を得るために画期的な重要性を持つ」と強調した。モラヴィエツキ首相は、「力強く安定した経済成長を続けるポーランドは、EUの主要な機関車の一つである」

と強調し、「KPOは、ポーランドと欧州全体の発展の双方を支えるものである」と付言した。

KPOでは、新型コロナウイルス感染症のパンデミック後のポーランド経済を強化し、かつ、ロシアのウクライナ侵略に直面して現れた課題に対応するため、54の投資と48の改革が計画されており、①経済の耐久力と競争力、②グリーンエネルギーとエネルギー消費量の低減、③デジタルトランスフォーメーション、④医療システムの効率性、アクセシビリティ及び質、⑤グリーン・インテリジェント・モビリティの5分野を対象としている。

ドゥダ大統領とサンドウ・モルドバ大統領との電話会談【2日】

2日、ドゥダ大統領は、サンドウ・モルドバ大統領と電話会談を行った。会談では、食料安全保障の問題やモルドバの欧州への志向の支援などが話し合われた。

同盟軍のための弾薬庫建設【2日】

2日、ポーランド中西部ポビツ(Powidz)を訪問中のブワシュチャク国防大臣は、建設中の弾薬庫の落成式に参加し、完成した同弾薬庫及び付近に建設中の長期装備保管・整備施設は、ポーランド、米国及びNATOの共同の施設であり、欧州のこの地域の重要な安全保障インフラになると強調した。これらの施設は、2024年4月に最終的に完成する予定である。

ポーランド・チェコ政府間協議の開催【3日】

3日、プラハにて、ポーランド・チェコ政府間協議が開催された。モラヴィエツキ首相及びフィアラ・チェコ首相が議長を務め、政府間協議ではエネルギー、インフラ開発及び防衛の分野における更なる協力が焦点が当てられたほか、ロシアのウクライナ侵略とその結果についても引き続き議論された。モラヴィエツキ首相は、ロシア産エネルギー資源からの自立に言及し、「我々は、このような欧州への催眠術がいかにか危険なものであったかを西欧に認識させる手助けをしている。かつての政策は間違っていた。今日、西欧の大多数の国々が我々と同じ考えを持っている」と述べた。さらに、政府間協議では、汎欧州運輸ネットワーク「TEN-T」(道路、鉄道、海運、航空ネットワークに関するEUのプログラム)の実現についても議論され、防衛分野での協力に関する条約や交通網の整備における協力に関する協定などが署名された。モラヴィエツキ首相は、「チェコが我々にとってそうであるように、ポーランドはチェコにとって主要な貿易相手国の一つである。中欧とEUは、ともにあることで勝利を収めることができる」と総括し、更なる良好かつ集中的な協力への期待を表明した。

ラウ外相のウズベキスタン訪問【3日～4日】

3日から4日にかけて、ラウ外相は、ウズベキスタ

ンを訪問し、ミルジヨーエフ大統領、ノロフ外相代行、ナルバーエヴァ上院議長及びイスマイーロフ下院議長と会談を行った。ラウ外相は、ウズベキスタンにおける改革導入に関する取組にOSCEが積極的に貢献していることを強調し、地域におけるコミットメントを強化するためのアイデアも紹介しつつ、市民社会との対話の強化と人権の更なる推進を促した。また、同外相は、「ウズベキスタンとOSCEとの関係には、長年にわたる伝統がある。OSCEは、ウズベキスタンが1992年以来積極的な加盟国であることを高く評価している。中央アジア諸国のOSCE加盟30周年に際し、ウズベキスタンに対する不変の支持を確認するとともに、このような協力関係をさらに強化し、パートナーシップ関係を強固にする用意があることを宣言したい」と述べた。

ラウ外相のモンゴル訪問【5日～6日】

5日から6日にかけて、ラウ外相は、モンゴルを訪問し、フレルスフ大統領やバトツェツェグ外相、その他公人と会談を行った。ラウ外相は、OSCEの責務に沿った人権、市民の自由と義務、制度責任分野における重要な成果を含むモンゴルの政治・憲法改革プロセスについて、OSCE側の評価を強調した。また、同外相は、モンゴルがOSCEとの協力を強化し、その潜在力を更なる変革の実行のために活用するよう促した。さらに、同外相は、モンゴルのOSCE加盟10周年に祝意を表明しつつ、特に地域の安定が揺るがされている今日の状況において、平和と安全のためにすべての加盟国が協力することがいかに重要であるか指摘した。加えて、同外相は「自分の訪問は、OSCEが安全保障の分野で深刻な課題に直面している時に行われた。OSCEは戦争を防止し、緊張を緩和するために設立されたことを想起したい。ヘルシンキ原則及びOSCEが約50年にわたり培ってきた独自の協力文化を十分に尊重し、このような本来の目的に立ち返るべきであると深く確信している。これらの目標に向けて、モンゴルのパートナーとさらに実りある協力をしていきたいと考えている」と述べた。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【6日】

6日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と電話会談を行った。会談は、ウクライナ東部の現状、両国の今後の活動及びポーランドのウクライナへの支援に関するものであった。

ラウ外相とシャレンベルク澳外相との会談【7日】

7日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したシャレンベルク澳外相と会談を行った。ラウ外相は、「我々の会談の重要な議題となったのは、ウクライナ情勢であった。戦争が始まって以来、我々はすべての重要な面においてウクライナを支援し、ウクライナの国益、

そして欧州やトランスアトランティック共同体の利益に沿う形でウクライナの領土一体性の保持に取り組んできた。」と強調した。また、同外相は、二国間協力の問題、そして欧州や国際社会のアジェンダについて議論した。特に注目されたのは、ロシアのウクライナ侵略、ウクライナへのEU加盟国としての地位の付与、ロシアへの制裁圧力の強化などであった。さらに、同外相は、「ウクライナが勝利を収められるよう助けなければならない。ロシアは自分自身の行動のコストを感じなければならない」と断言した。喫の欧州・国際問題担当大臣のポーランド訪問は、2014年以來であった。

ドゥダ大統領とバイデン米大統領との電話会談【8日】

8日、ドゥダ大統領は、バイデン米大統領と約30分間の電話会談を行った。両大統領は、来るブカレスト・ナイン(B9)首脳会合及びNATO首脳会合並びにウクライナ情勢について議論した。また、ポーランドの安全保障を強化する方法及び安全保障や経

済の分野でのポーランドと米国との協力についても話し合われた。シュロト大統領府大統領室長は、「マドリッドで開催されるNATO首脳会合では、両大統領は必ず会うであろう。さらに、更なる電話会談が予定されていることも知っている」と述べた。

ラウ外相とアブドラフマノフOSCE少数民族高等弁務官との会談【8日】

8日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したアブドラフマノフOSCE少数民族高等弁務官と会談を行った。会談の主な議題は、特に戦争や武力紛争という環境の下において少数民族に属する人々の権利を保護するために講じられた措置であった。ラウ外相は、ロシアの侵略が続く中でウクライナの少数民族の状況に注意を促した。また、同外相は、最近ベラルーシ当局がポーランド語教育の廃止に向かう決定を下すなど、ベラルーシにおいてポーランドの少数民族が迫害されていることに注意を喚起した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民にかかる状況【6日】

6日、国境警備隊は、ベラルーシからの移民による不法越境事案について、3日には14件、4日には32件、5日には20件あったとHP上で発表した。国境警備隊によると、不法越境を試みた外国人の国籍は、アルメニア、ウクライナ、アフガニスタン、モルドバ、イエメン、シリア、ガーナなどであったという。こうした不法越境事案は、本年に入ってから同日までに5,400件以上確認されていると明らかにした。

9月以降、自動車運転にかかる取締りが強化【7日】

当地ニュースサイト Onet は、9月17日以降に自

動車運転に係る規制が強化されると報じたところ、同日以降には強化される規制は以下のとおり。

- ・バイク運転手が歩行者の安全を損ねた場合の規制(1,500~3,000ズロチの罰金)
- ・時速30キロを超えるスピード超過(時速42キロ以上超過した運転手には、2,000ズロチの罰金)
- ・線路に進入する際の規制
- ・横断歩道に進入しようとする方向者に道を譲らなかった場合の規制(1,500ズロチ、再犯者は3,000ズロチ)
- ・飲酒運転に対する規制(2,500ズロチ、再犯者は5,000ズロチ)。

経 済

経済政策

欧州委員会、ポーランドの国家復興計画(KPO)を承認【3日】

欧州委員会(EC)は、ポーランドに354億ユーロを提供する国家復興計画(KPO)を承認した。これは239億ユーロの助成金と115億ユーロの融資からなり、従来の結束基金とは異なり、投資だけでなく、改革の目的にも使用可能で、実施された改革と達成された目標に基づいて支払われる。ポーランドは、エネルギー、モビリティ、デジタル化、競争力、医療、投資の質の6分野49の改革と53の投資を計画しており、ポーランド経済の脱炭素化、2026年までに再生可

能エネルギー容量の倍増、洋上風力発電所建設、水素技術開発などグリーン・モビリティ・プロジェクト(電気バスの購入と鉄道開発)、デジタル化等に割り当てられる。ただし、ポーランドはECから求められている司法改革の条件を満たさなければそれらの資金を受け取ることができない。

政策金利6%に引き上げ【8日】

金融政策委員会は2021年10月以降9度目となる利上げを行い、政策金利を0.75%引き上げ、6%とした。

ポーランド産業動向

国営石油・ガス会社の統合見通し【8日】

国営石油・ガス会社 PKN Orlen CEO は、同業他社の Lotos の合併について、10日~20日以内に欧州

委員会の許可が取得できる見通しであると述べた。2日に同社の経営委員会は Lotos との合併計画を承

認した。なお、欧州委員会は2020年7月一部資産の売却を条件に同合併計画を承認している。

STHがワルシャワ・ウッチ間の高速鉄道路線を発表【8日】

STH社はワルシャワ・ウッチ間の高速鉄道の計画ルートを発表した。120kmの路線は200億ズロチの建設費がかかるが、新中央空港の路線と交わる1

9km部分は、多くの既存路線との接続など複雑な設計が要求されるため含まれていない。STH社のスケジュールによると、当該ルートの建設は2023年に開始して2027年に完成する見込みであるが、専門家はルート上に対立地域があることから実際の完成は2030年になると警告している。また、STHは、新中央空港からリヴィウ及びキーウまでを高速鉄道で結ぶ可能性も検討している。

エネルギー・環境

気候・環境副大臣、800万トン以上の石炭を確保と表明【5日】

ゴリンスカ気候・環境副大臣は、ロシアからの石炭輸入が禁止された後、コロンビア、オーストラリア、南アフリカなどから、800万トン以上の石炭の代替供給を確保したと述べた。また、これは我々がロシアから輸入していた量と全く同じであると加えた。これまで、ロシア及びベラルーシ産の石炭は、個人、小規模な暖房設備、小規模な企業に供給されていた。

気候・環境大臣、ウクライナとの送電線の復旧が急務と指摘【5日】

モスクファ気候・環境大臣は、ポーランドがウクライナから電力を輸入するための送電線を可能な限り早く復旧させるとツイッターで発表した。ジェシュフ（ポーランド）～フメリヌィーツィクイ（ウクライナ）間の400kVの送電線を2022年末までに完成させる予定である。ポーランド側の工事は既に開始されており、費用は約3,000万ズロチと見積もられている。

一方で、ナイスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、エネルギーの自立を図るべきであり、この事業は望ましくないと考えている。しかし、専門家はウクライナ戦争で電力価格が高騰しているため、ウクライナの原子力発電所から安価でクリーンなエネルギーを得るためなら何でもすべきと主張している。

建設中の浮体式 LNG ターミナル容量拡大を検討【6日】

モスクファ気候・環境大臣は、チェコ、スロバキア、ウクライナへの需要を見込み、グダンスク近郊で計画されている浮体式LNGターミナル（FSRU）の容量を2倍（120億m³）に拡張する可能性があるとして述べた。現在、60億m³のFSRUの建設を計画していたが、REPowerEUプログラムを利用して2基建設することが可能である。一方で、南方の国々へ接続するためのインフラの拡張・新設も必要となる。同大臣は、ポーランドは海へのアクセスがない国々を支援する用意があると宣言した。

バルティックパイプライン陸上部分の技術的試運転【8日】

8日、ガス輸送システム運営会社 Gaz-System は、予定より15日早く、バルティックパイプラインのCiecierzycze-Lwówek間（ポズナンの西方）の陸上区間における技術的試運転について発表した。長さ69kmのガスパイプラインは、18か月の建設期間を経て完成した。この区間は全長191kmのGoleniów-Lwówekガスパイプラインの2区間のうちの1つで、もう一方のGoleniów-Ciecierzycze間（シュチエチン付近）の技術的試運転は6月中旬に行い、10月1日にガス供給を開始予定である。バルティックパイプラインは、2023年初めにフル稼働する予定である。

科学技術

各国科学アカデミーによるウクライナの科学と研究者への支援【2日】

2日、ポーランド科学アカデミー（PAN）の主導で、主要な各国科学アカデミーのトップがワルシャワを訪れ、ウクライナの科学者をどのように支援し続けるか話し合われ、ウクライナの科学復興計画案が作られた。会議では、ウクライナ国立科学アカデミー（NANU）、米国国立科学アカデミー、全欧アカデミー（ALLEA）、独国立科学アカデミー（Leopoldina）、PANなどの代表者が、ウクライナの研究者や科学機関の現

在のニーズについて話し合い、支援策を検討した。NANUの総裁は、ウクライナの科学インフラが受けた被害の実情を説明し、ウクライナの研究者が最も緊急に必要としていることを指摘。さらに、ウクライナの科学と研究者のための10項目の復興計画が動き始めた。同計画の主な目的は、ウクライナの若手研究者の支援であり、計画の詳細は近日発表される予定である。これまでPANは、200名近くの科学者に所属研究機関で研究するための奨学金を授与して支援している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センターは、5月30日(月)～7月18日(月)の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】国際ポスター展覧会「NO WAR」【2022年6月14日(火)～6月30日(木)】

ワルシャワ市のポーランド日本情報工科大学にて、同大学と日本国際ポスター美術館との共催で、国際ポスター展覧会「NO WAR」が開催されます。平和をテーマとするポスター作品の展覧会です。入場は無料です。開催場所: Polsko-Japońska Akademia Technik Komputerowych, Koszykowa 86, Warszawa

【予定】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【予定】剣道世界選手権「ヴラティスヴィア・カップ2022」【2022年7月2日(土)～3日(日)】

ヴロツワフ市にて、ポーランド剣道連盟・ヴロツワフ剣道協会主催「剣道世界選手権 ヴラティスヴィア・カップ2022」が開催されます。

開催場所: Hala Sportowa Politechniki Wrocławskiej, Chełmońskiego 12, Wrocław

詳細: <http://www.vratislaviacup.pl/index.php/pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)